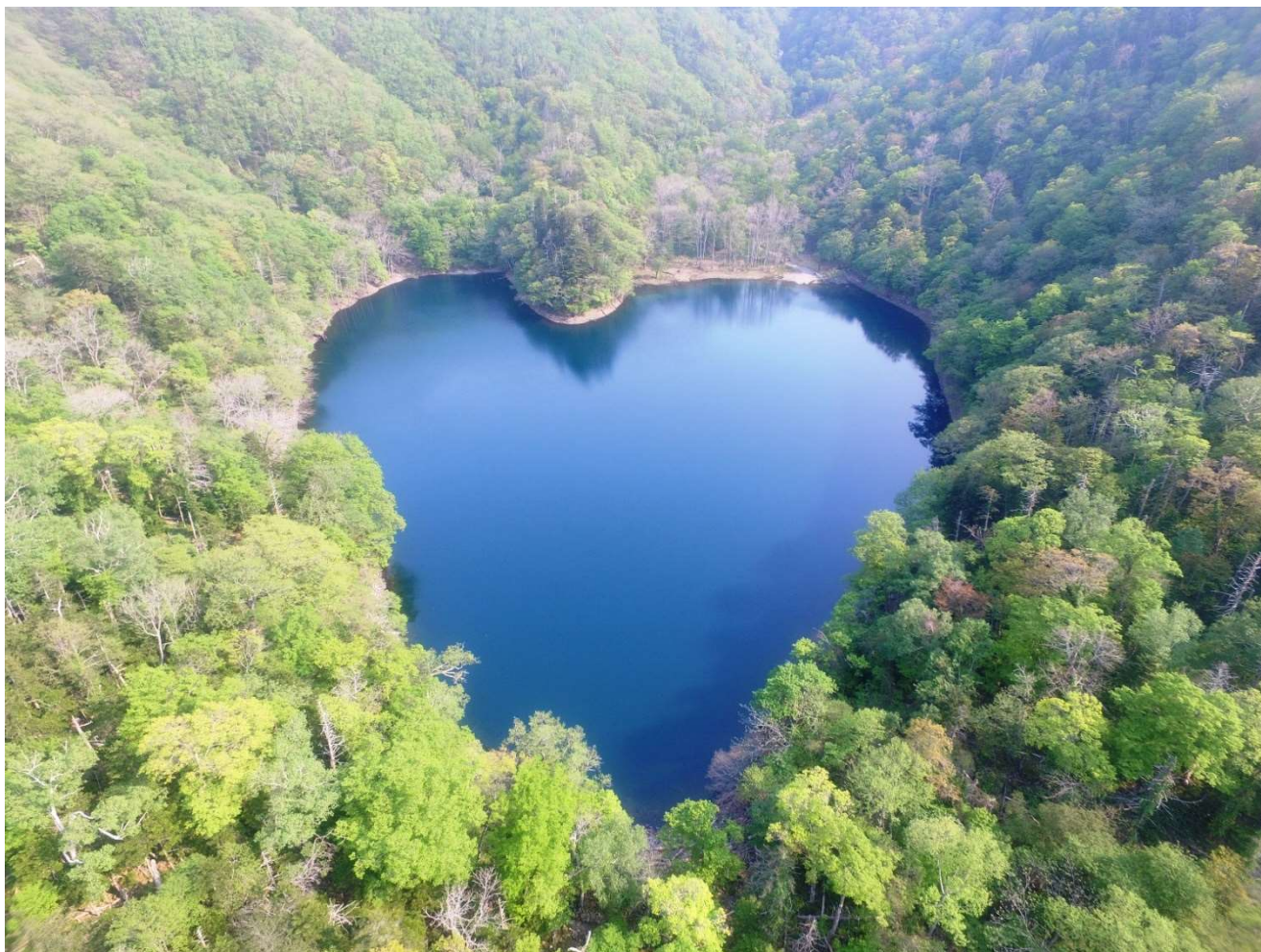


北海道有林野 日高管理区 整備管理計画書



【豊似湖(えりも町)】

計画期間
自 令和 4年度
至 令和13年度

第1次変更計画

令和 4年10月 1日

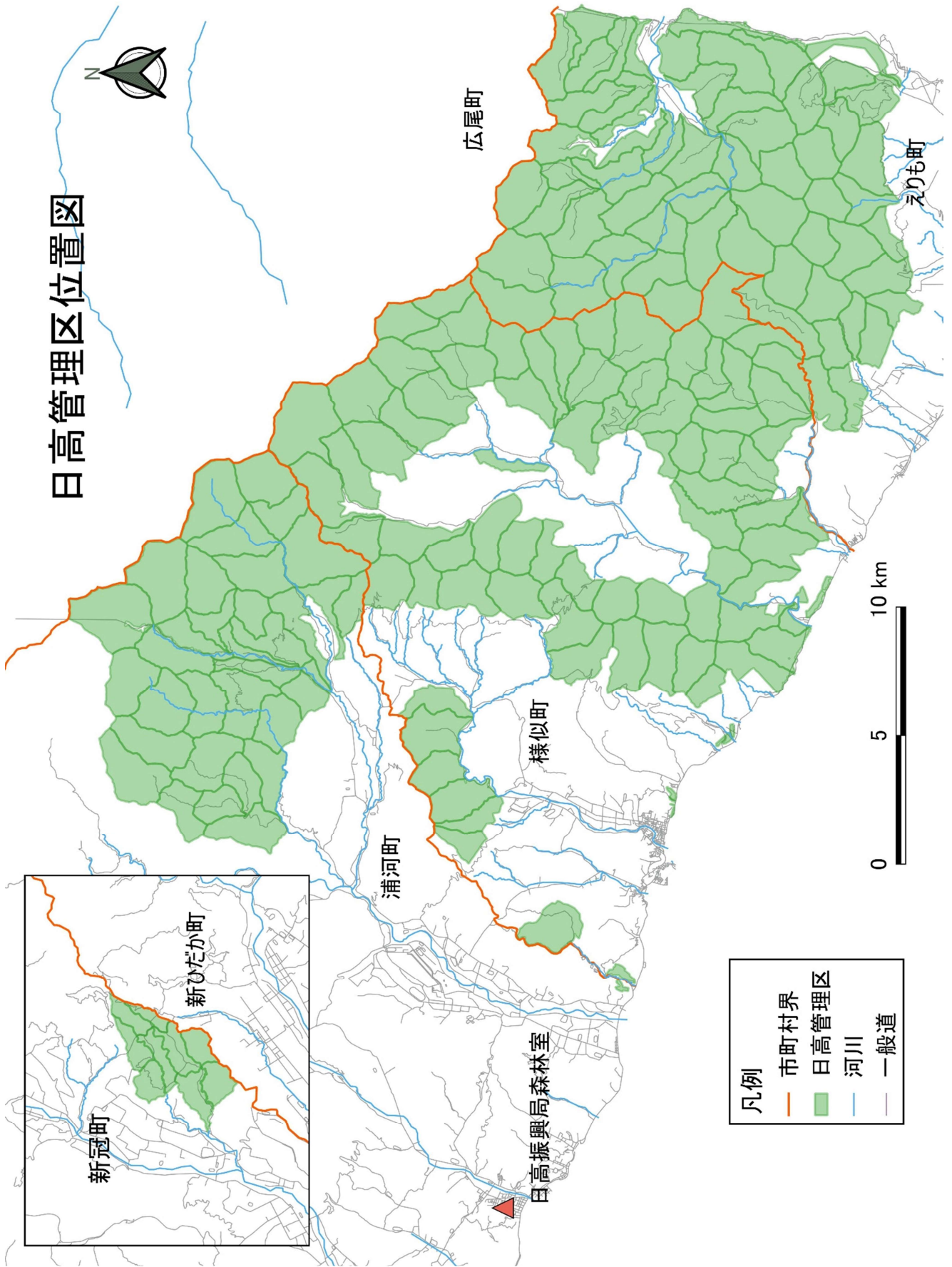
北海道日高振興局森林室



木と人の出会いすてき道有林



日高管理区位置図



この計画書は、北海道有林野の整備及び管理に関する規程第8条に基づき作成したものです。

水産林務部長承認 令和 4 年 3 月 30 日 道有林第 1798 号

令和 4 年 3 月 30 日 日森整第 1944 号

第 1 次変更計画

水産林務部長承認 令和 4 年 9 月 21 日 道有林第 653 号

令和 4 年 9 月 26 日 日森整第 322 号

目次

はじめに.....	1
第1 整備管理計画とは.....	1
第2 整備管理計画策定の経過.....	2
第3 森林の働き.....	3
第4 道有林基本計画に関する基本的な方針と重点取組事項.....	4
1 多様で先導的な森林づくり.....	4
(1)ICTを活用した森林資源の把握.....	4
(2)積極的な伐採・再造林.....	4
(3)天然力を活用した森林づくり.....	4
2 資源や技術力を活用した地域貢献.....	4
(1)森林施業の低コスト化・省力化の推進.....	4
(2)道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成.....	4
(3)地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給.....	4
(4)企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献.....	5
(5)胆振東部地震被災地の復旧.....	5
(6)道有林の森林づくりを担う人材の育成.....	5
第1章 管理区の概要及び長期的目標の設定.....	6
第1 管理区の概要.....	6
1 自然的・社会的条件(地理的条件、気象条件、主な産業等).....	6
2 森林資源の概要.....	6
第2 長期的目標の設定.....	7
1 多様で先導的な森林づくり.....	7
(1)目指す姿.....	7
(2)目標設定の考え方.....	7
(3)目標の指標.....	7
2 資源や技術力を活用した地域貢献.....	7
(1)目指す姿.....	7
(2)目標設定の考え方.....	7
(3)目標の指標.....	7
第2章 森林の整備・管理に関する基本的な事項.....	8
第1 多様で先導的な森林づくりに関する事項.....	8
1 森林づくりの基本的な考え方.....	8
(1) 森林の整備.....	8
(2) 森林の保全.....	12
(3) 森林の管理.....	13
第2 資源や技術力を活用した地域貢献に関する事項.....	14
1 地域に貢献する取組.....	14

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進	14
(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業体の育成	15
(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給	15
(4) 道有林の森林づくりを担う人材の育成	16
参 考 資 料	18
1 計画量一覧	19
(1) 総括表	19
(2) 内訳表	20
(3) 伐採計画	21
(4) 造林計画	22
(5) 路網計画	23
2 事業箇所図(前期)	24
3 施業仕組	25
(1) 施業仕組とは	25
(2) 施業仕組の区分	25
ア 森林の区分	25
イ 施業区分	26
4 森林の区分図	27
5 人工林育林体系図	30
6 主な保全施業林分及び特別施業林分の現況	32
(1) 保全施業林分	32
ア 保護林	32
イ 保健利用林	32
(2) 特別施業林分	32
ア 試験林	32
イ 検定林	32
ウ 採種林(遺伝子保存林)	33
エ 母樹林	33
オ 採種園	33
カ 分収造林	33
キ 分収育林	34
ク 樹木園	34
7 管理及び計画の沿革	35
(1) 管理の沿革	35
(2) 計画策定の沿革	36

はじめに

第1 整備管理計画とは

森林は、その存在によって豊かな水を育み、土砂の崩壊や流出を防ぎ、二酸化炭素の吸収・貯蔵、保健休養の場の提供、そして木材等林産物の生産など、私たちの暮らしに深く関わっています。

道民共通の財産である道有林野(以下「道有林」という。)を末永く守り育てていくためには、森林の適切な整備及び管理に関する基本的な考え方を定めた上で、計画的に取り扱っていく必要があります。

そこで、道では、「道有林野の整備及び管理に関する規程」(平成14年4月1日訓令第17号)の第5条及び第8条の規程に基づき、道有林全体の森林づくりの基本方針を定める道有林基本計画を策定するとともに、道有林を13の区域(管理区といいます)に分けて、地域の特性を踏まえつつ、目指す森林の姿や施業方法、施業仕組、計画量等を定める整備管理計画を策定しています。

なお、整備管理計画の策定に当たっては、知事がたてる地域森林計画及び市町村がたてる市町村森林整備計画の内容と調和を図ることとしています。

道有林基本計画	整備管理計画
【期間】 前期5年、後期5年の10年間	【期間】 前期5年、後期5年の10年間
【内容】 基本方針及び大綱、森林資源の現況、森林の取扱いの基本、伐採・更新・路網の整備などの事業の考え方及び全体事業量等	【内容】 森林づくり(森林施業)の方向性、森林資源の現況、伐採・更新・路網の整備などの事業の計画等

※参考 道有林基本計画の基本方針

- 1 多様で先導的な森林づくり
- 2 資源や技術力を活用した地域貢献

第2 整備管理計画策定の経過

道民の理解と協力を得ながら地域に根ざした道有林の整備・管理を進めるためには、計画を策定する段階において、地域の意見やニーズをお聞きすることが大切だと考えています。

このことから、令和3年(2021年)9月には令和4年度を始期とする「整備管理計画」の策定に伴い、森林整備に対する意見やニーズを把握するため、地域住民等を対象に現地検討会を開催しました。

検討会等においては、以下のような意見等が寄せられており、本計画は、これらの意見を踏まえつつ作成しています。

次期整備管理計画策定に係る現地検討会「地域住民と創る道有林」

○開催日時: 令和3年9月28日(10時00分～16時00分)

○開催場所: 道有林日高管理区新冠町(明和小流域)

○参集範囲: 道有林所在町(新冠町、浦河町、様似町、えりも町)の住民

○開催内容: 道有林基本計画の骨子及び整備管理計画の考え方の説明、意見交換と事業予定箇所の現地視察

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から資料配付による意見聴取に変更

○主な意見

- ・担い手不足は林業に横たわる大きな課題であり、通年雇用を柱に人材定着に向けた取組が必要。
- ・林業は他の産業と比べ労災事故が多く、新規就労者の妨げとなっている。
- ・道産木材を活用した住宅建築が増加している。販路拡大の好機であり、今後も計画的な原木供給をお願いする。
- ・コンテナ苗の導入計画と苗木増産計画の見直しについて示してほしい。
- ・コンテナ苗の導入で軽労化が図られる一面、増加する事業費の確実な確保が課題。
- ・森林生態系保全に関する専門家との情報交換や助言は今後も必要と考える。
- ・エゾシカ捕獲体制拡充の観点からも林道除雪や囲いワナの設置など継続的な取組が必要。



地域住民と創る道有林について

はじめに

◎検討会の目的

道では、道有林の整備・管理に関する基本方針や基本的事項を定める**道有林基本計画**(計画期間:平成29年度～令和8年度)を策定し、次の2点を基本方針としています。

- ・森林の多面的機能の持続的発揮
- ・地域と一体となった森林づくり

日高振興局森林室では、道有林基本計画に基づき、地域の特性に応じた森林づくりの方針と具体的な事業量を定める**整備管理計画**を策定し、道有林の適切な管理運営に努めています。

今年度に予定している道有林基本計画及び整備管理計画の見直しにあたっては、道有林の整備・管理が適切に実施されているかを点検した結果を地域の皆様に説明し、頂いた意見を参考にするため、本会を開催しています。

第3 森林の働き

森林には様々なはたらきがあります。

道有林も、北海道の森林の一部として同じように、それらの役割を担っています。

○水源を守る

森林の土は、落ち葉やそれを分解して利用する微生物、あるいは小動物のはたらきで、スポンジ状になっています。

そのすきまに雨水を貯め、ろ過しながらゆっくりと流し出していきます。これによって、農業用水や飲料水が一年中かれることなく利用できます。



○災害を防ぐ

樹木は大地に根をしっかりと張って山崩れを防ぎ、住宅や道路などを守ります。

また、木の葉や、下草によって、雨水が直接地面をたたき事がないので、土が流れ出るのを防ぎます。

○生活環境を守る

樹木は、光合成により空気をきれいにし、二酸化炭素を樹木内に固定するほか、強い風をさえぎり、飛砂や騒音などから生活を守るはたらきがあります。



○野生生物のすみかを守る

木や草、鳥や獣、虫など、森林にはさまざまな生き物が生活しています。森林は、さまざまな生き物が、食物を得たり、子育てをしたりする場所です。鳥や獣はもちろん、虫や菌類も、森林の恵みを受けて生きています。

○レクリエーションや休養の場として

森の緑や、鳥の声、川のせせらぎの音などは、人の心を和らげるはたらきがあります。

また、木から発散されるフィトンチッドには、リフレッシュ効果のほかに、殺菌作用などもあることが知られています。



○木材を供給する

森林の恵みである木材は、古くから住宅や家具、紙などの原料として利用されています。

木材は、再生できる資源であるだけでなく、加工が容易で、環境に対する負荷が小さい原料でもあります。

第4 道有林基本計画に関する基本的な方針と重点取組事項

道有林の果たすべき役割と課題を踏まえ、次の基本方針と重点取組事項に従って森林の整備・管理を進めます。

1 多様で先導的な森林づくり

道民の財産である道有林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、積極的な主伐・再造林、人工林の針広混交林化、活力ある天然林の育成といった多様な森林づくりを先導的に進めます。

また、自然条件、社会的条件を踏まえた積極的な伐採と再造林、森林施業の低コスト化・省力化の推進、大径木の高付加価値化など、トドマツ人工林施業の確立に向けて取り組みます。

(1) ICTを活用した森林資源の把握

・自然条件や社会的条件を踏まえて、施業実施箇所を適切に選定し、計画的に事業を実施するため、航空レーザー計測などのICTを活用して森林資源を効率的に把握します。

(2) 積極的な伐採・再造林

・自然条件や社会的条件が良い人工林について、生物多様性の保全などの公益的機能の発揮に配慮しつつ、計画的な伐採と着実な再造林を積極的に進めます。

(3) 天然力を活用した森林づくり

・広葉樹と混交している人工林においては針広混交林化、大径木が賦存し多様な種類や高さの樹木が生育する天然林においては、活力ある天然林の育成を行い北海道らしい多様で健全な森林づくりを推進します。

2 資源や技術力を活用した地域貢献

地域の林業・木材産業の成長産業化に貢献するためには、限られた労働力で森林整備や木材利用が進むよう、ICT等の先進技術を活用したスマート林業の定着を図る必要があります。

このため、道有林では、全道に広がる資源や技術力を活用して、地域の特性に応じたスマート林業を実践します。

また、環境保全に関心のある企業等の森林づくりに対する関心が高まっていることから、ゼロカーボン北海道の実現に向け、カーボン・オフセットを活用した企業等と連携した森林づくりを進めます。

さらに、平成30年(2018年)9月に発生した胆振東部地震の道有林の被害面積は1,882haとなっており、胆振東部地震被災森林復旧指針に基づき、自然条件や社会的条件などに応じて植栽や自然回復などの復旧手法を適切に組み合わせて、効率的・効果的な森林復旧を進め、その成果を一般民有林に普及を図ることにより、地域の森林・林業の再生に貢献します。

(1) 森林施業の低コスト化・省力化の推進

・植栽や下草刈り等の労働環境を改善するため、植栽本数の低減や造林作業の機械化など低コスト化・省力化につながる施業方法の実証・普及等に取り組みます。

・植栽時期の拡大が期待されるコンテナ苗の活用により、限られた労働力で、効率的に植栽を実施するとともに、下草刈りを必要とする期間を短縮するため、成長が早いクリーンラーチや、グイマツ雑種F1などのカラマツ類の植栽を推進します。

・主伐や列状の間伐など木材生産の効率化を図るため、ICTハーベスタなど高性能林業機械の導入を促進します。

(2) 道有林の森林づくりを担う林業事業者の育成

・地域の林業事業者を育成するため、事業量の安定的な確保と、計画的な事業の発注に努めます。

・林業事業者による計画的な雇用の確保や設備投資を促進するため、林業事業者と長期の協定を締結し、連携して森林整備に取り組みます。

(3) 地域の木材需要を踏まえた原木の安定供給

・計画的な原木供給に努めるとともに、素材生産事業者や木材加工工場等と協定を締結し、トドマツ大径木、林地未利用材、森林認証材、広葉樹材などの原木を供給します。

- (4) 企業等と連携した森林づくりによるゼロカーボン北海道への貢献
 - ・環境保全に関心のある企業等と連携した森林づくりを進めるため、オフセット・クレジットを共同で販売している市町と連携してクレジットの販売に取り組みます。
- (5) 胆振東部地震被災地の復旧
 - ・植栽などの実証試験を実施するほか、率先して被災地の復旧を進め、地域の森林所有者等に復旧方法を普及します。
- (6) 道有林の森林づくりを担う人材の育成
 - ・天然力を活用した森林づくりを推進するために、天然林の資源内容の把握、適切な施業の導入などの技術の継承に努めるとともに、ICTなどの最新技術を取り入れ、技術力の向上を図ります。